

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ること、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心がけることを基本としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4]

当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成等を勘案しながら実施の可否について検討してまいります。

[補充原則3-1-2]

当社の株主における海外投資家等の比率は低いため、現段階では英語での情報開示は行っておりません。今後は、海外投資家等の比率を考慮しながら検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4 政策保有株式]

[政策保有株式に関する基本的な方針]

(1) 当社は、戦略的観点から事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化、業界における地位の維持・強化のために必要と判断した他の上場会社の株式を取得・保有いたします。

保有する株式については、毎年、取締役会においてその取得目的や取得後の状況変化等を踏まえ、保有を継続することの是非について総合的に判断しております。

(2) 政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使については、保有先企業との関係を踏まえつつ、その提案議案が株主価値の維持・向上に資するか否かを判断した上で、適切に議決権を行使することといたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社が関連当事者との取引を行うに当たっては、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引については、事前に取締役会の決議を要することとしており、決議に際しては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意しつつ、独立社外取締役からの意見も踏まえた多面的な議論を行っております。

また、当該取引については継続的に取引状況を監視するとともに、適宜、取締役会にて報告する体制を構築しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の企業理念のもと、「より豊かな生活を提案する」ことで、地域の皆様から最も身近に親しまれ必要とされるコジマを目指しております。

また、当社は5か年の中期経営計画を策定し、その計画を遂行することで経営目標として年間の経常利益60億円を目指しております。

(2) [コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針]

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ること、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心がけることが基本であると考えております。

(3) [取締役の報酬に関する基本方針]

取締役及び経営陣幹部の報酬については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、各個人が意欲を高めることができる適正かつ公正な水準を設定した上で企業業績及び各個人に対する評価を勘案し、取締役会で決定するものとしております。

(4) [取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続]

取締役会が取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選任を行う際には、それぞれの人格及び経験等を勘案した上、その職責を全うできる人物を指名、選任する方針としております。

また、取締役及び経営陣幹部は、実績、経験、能力等を総合的に勘案して代表取締役社長が候補者を選定し、取締役会での決議をもって決定しております。

(5) [取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明]

定時株主総会招集通知において、すべての取締役候補者の選任理由を開示しております。

[補充原則4-1-1]

当社は、法令、定款に定める事項のほか、取締役会規程を制定し、取締役会としての意思決定範囲を定めております。

また、経営陣に対する委任の範囲を職務権限規程に明確に定め、権限委譲による意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能の強化に努めております。

[原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

[独立社外取締役の独立性判断基準]

当社取締役会は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たす者を、当社からの独立性を有していると判断いたします。

また、取締役会は、この基準を充たしていることに加え、実質的にも独立性があると判断されること、さらに、経験・知識・専門性から判断して取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。

[補充原則4－11－1]

当社は、取締役会の多様性と適正規模の両立を図るため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを勘案し、各事業分野及び業務内容に精通した取締役を選定しております。

また、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させるべく、社外取締役を2名以上選任する方針としております。

[補充原則4－11－2]

現在、親会社である株式会社ビックカメラとの兼任を含め、他の上場会社の役員を兼任している取締役は5名となっており、その兼任社数は合理的な範囲であると認識しております。

また、兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。

[補充原則4－11－3]

取締役会の実効性等の評価として、取締役会に参加する全役員に自主点検シートによるアンケートを実施しております。

質問項目

1. 取締役会の役割
2. 取締役会の運営
3. コーポレートガバナンス・コード対応
4. 取締役会の構成に対する評価
5. その他

以上の5項目について、回収した自主点検シートを事務局で集計し分析・評価し、その結果を取締役会において管掌役員より報告いたしました。取締役会の実効性評価は、概ね実効性の高いガバナンスを保持していると評価しております。

[補充原則4－14－2 取締役に対するトレーニングに関する基本方針]

当社は、全ての取締役に対して経営上の知識・能力の向上を目的として、各目的に応じた以下の研修等を計画するほか、専門書籍の購入や外部セミナー等へ参加する費用の支援を行うことにより、取締役会全体の実効性を高めることとしております。

1. 法令の改正、社会・経済情勢の変化により、企業として対処すべき課題が発生した場合には、全取締役を対象に研修を実施する。
2. 取締役の就任時には、法的な職責を理解するための研修を実施する。
3. 社外取締役の就任時には上記のほか、下記研修を必要に応じて実施する。
 - (1) 会社概要等に関する説明の実施
 - (2) 店舗等の視察による当社への理解を深めるための施策

[原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針]

[株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、株主との対話を促進する必要性、重要性を認識しており、経営企画本部長を中心として、営業部門、総務部門、財務・経理部門及び内部監査部門等と連携して、その内容、目的等に応じた十分かつ適切な対応を図ることにより、株主との対話が建設的なものとなるよう努めることとしております。

当社の事業及びその戦略等の情報については、当社のみならずグループ全体に係る株主の理解に資する観点から株式会社ビックカメラ（親会社）との合同開催としている決算説明会に加え、機関投資家向け説明会、テレフォン・カンファレンス等を通じて積極的に提供しております。

また、当社ウェブサイトにおいて株主との対話に資すると判断する動画の配信、資料の提供についても積極的に行っております。

IR活動によって得られた株主、投資家等からの意見・要望等については、必要に応じて執行役員会及び取締役会にフィードバックすることとしております。

当社の役員・社員等が、その職務に関して取得した当社等又は取引先に関する未公開の重要事実については、「インサイダー取引管理規程」に基づき、情報管理の徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ビックカメラ	39,000,000	50.05
小島 章利	4,770,036	6.12
小島 三子	1,920,000	2.46
有限会社ケーケーワイ	1,780,400	2.28
寺崎 佳子	1,463,864	1.87
佐藤 由姫子	1,289,664	1.65
株式会社足利銀行	1,171,800	1.50
小島 将人	967,728	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	893,600	1.14
小島 久幸	862,000	1.10

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	株式会社ビックカメラ（上場：東京）（コード） 3048

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は株式会社ビックカメラの連結対象子会社であり、同社は当社の親会社であります。親会社との取引条件については、ほかの取引先と同じく特別な取引条件はございません。

また、当社では業務遂行に関する意思決定の中枢機関として取締役会を位置づけており、親会社との重要度の高い取引が発生する場合には、取締役会での適正な審議が行われます。さらに内部統制強化の観点から、会社の業務が適正に遂行されていることを監視する体制を整備しております。

以上のことから、親会社との取引において、当社の経営の独立性を保つことにより少数株主の保護を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社ビックカメラは当社の議決権株式数の50.05%（2017年8月31日現在）を保有し、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しており、さらに当社は同社より取締役（監査等委員である取締役を除く）として4名を受け入れているため、ビックカメラの経営方針が当社の事業活動や経営判断に影響を与える可能性があります。

それらについては、当社は監査等委員会設置会社への移行により、取締役（監査等委員3名を含む）は9名となっているため、独自の意思決定に基づき自ら経営責任を持って事業経営を行える状況にあることから、親会社からの独立性は確保されていると考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相澤 光江	弁護士											
土井 充	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相澤 光江	○	○	----	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、法令を踏まえた客観的な視点から独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定しております。
土井 充	○	○	----	公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業の会計及び税務を踏まえた客観的な視点から独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会はその職務を補助する使用人等を専従することができます。なお、当該補助使用人等の独立性及び指示の実効性を確保するために、補助使用人等への指揮・命令は監査等委員が行うものとし、また補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的にミーティングを行い、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時且つ随時受領し、積極的な意見交換・情報交換を行うなど、緊密な連携を保ち実効的且つ効率的な監査を実施することができるよう、体制整備に努めております。

また、会社の業務及び財産の状況調査、その他の監査等の職務を実効的且つ効率的に執行する観点から、内部監査部門である内部監査部 (7名) 等と緊密な連携が保持される体制を整備してまいります。その体制整備に関し、内部監査部門等から監査結果報告を受け、また必要に応じて調査を求めて具体的な指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図り、監査業務が適正に実行されるよう努めております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	7	0	5	2	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	7	0	5	2	0	0	なし

補足説明

当社は、社外取締役の視点を交えて、経営戦略やガバナンス体制について意見交換をおこなうコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、取締役、執行役員の指名及び報酬等の協議をすることで、それぞれの手続きについて透明性・客観性を高めております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役 (相澤光江氏、土井充氏) を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績等を勘案し株主総会の決議によって定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

直前事業年度(平成29年8月期)における取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く)	支給員数 4名	報酬等の総額 66百万円
取締役(監査等委員)	支給員数 1名	報酬等の総額 9百万円
社外役員	支給員数 2名	報酬等の総額 9百万円

※支給員数には、報酬を受け取っていない取締役(監査等委員を除く。)2名は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年11月25日開催の第53期定時株主総会決議において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内と定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、その職務を円滑に行えるように各部署の従業員が適宜補助し、情報交換や密接な連携を行ってまいります。なお、社外取締役が従業員に行う指示・指導については、社内取締役ならびに従業員が所属する上長等の許可は必要ありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制の概要

当社におきましては、社外取締役を含む監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。一方、業務意思決定・執行の迅速化を図る観点から、取締役及び執行役員を中心とする執行役員会を設置しております。また、コンプライアンス委員会を設置し、権限を付与することによって第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。

なお、各機関等の内容は次のとおりであります。

- (1) . 取締役会
当社の取締役会は9名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員会が取締役の意思決定及び業務執行の状況を監査しております。
- (2) . 執行役員会
当社では、取締役会で決議すべき重要な事項及び経営に関する重要な事項を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な日常業務の報告を実施するために、執行役員会を毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員は毎回執行役員会に出席することを通して取締役及び執行役員の意思決定及び業務執行の状況を監査しております。
- (3) . 監査等委員会
当社の監査等委員会は3名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスについて、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ることで、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心がけることが基本であると考えております。当該体制は、内部統制システム及びリスク管理体制と合わせ、この基本的な考え方を具現化したものであり、構成する機関・組織が有機的に結び付くことによって、効果的な経営監視機能の発揮と迅速かつ効率的な業務の決定・執行が可能になるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年11月中旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年度からインターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	株主総会の議事運営において、事業報告をビデオ・ナレーションを用いて行うなど、より株主の理解が深められるよう努めております。 また、当社のホームページにて株主総会の招集通知や決議通知を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家向けに年2回（第2四半期、期末決算発表後）実施しております。主にセルサイド及びバイサイドアナリスト並びにファンドマネージャーが参加しております。また、その状況を、後日ビデオオンデマンドにて配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、営業報告書、株主優待制度、決算説明会資料、月次売上速報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当として経営企画本部経営企画部内に、専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のリスク管理体制は、重要な法務的問題及びコンプライアンスに係る事象についてコンプライアンス委員会を設置し、必要な検討を実施するとともに、弁護士に法的な側面からアドバイスを受ける体制を採っております。また、当社が自らを律し、法令や企業倫理を遵守させるための行動規範を定めた「コンプライアンス憲章」を制定し、社長をはじめ従業員全員が宣誓を行うなど企業倫理の実践と徹底に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備のため、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
 - (2) 取締役会の諮問機関として、総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
 - (3) 取締役等がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。また、コンプライアンス事務局への報告・通報内容は、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (4) 「取締役会規程」及び「執行役員会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び執行役員の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
 - (5) 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に業務監督を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - (6) 取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、取締役等に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - (7) 取締役等は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の取締役等の業務遂行を常時監督する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統制部門は内部監査部とする。リスク管理担当役員並びに内部監査部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用する。また、内部統制担当役員は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (2) 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
 - (3) 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - (2) 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会議において合議制により慎重な意思決定を行う。
 - (3) 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
 - (4) 電子稟議等のITシステムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。
5. 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス憲章」に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 株式会社ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
 - (3) リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき職員（以下、「監査等委員補助者」という。）を置くことを求めた場合における監査等委員補助者に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき職員を設置することを求めた場合、取締役会はその職務を遂行に足る適切な人材を選定する。
 - (2) 監査等委員補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
8. 取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役等は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する。
 - ア. 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - イ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ. 重大な法令・定款違反
 - オ. その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 各部門を統括する取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員と協議の上、適宜、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
 - (3) 監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) . 取締役等の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努める。
- (2) . 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることも、必要に応じて取締役等(監査等委員である取締役を除く。)に対して報告を求めることができる。
- (3) . 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
- (4) . 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- (5) . 監査等委員会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (6) . 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業防衛の観点からだけでなく、企業の社会的責任の観点からも必要不可欠であることを認識し、反社会的な個人・団体に対し、毅然とした態度で臨み、取引を含めた一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力による不当要求行為等の発生時は、役員及び社員は組織的な対応をするとともに、警察や法律家等の外部専門機関とも緊密に連携して対応してまいります。

V その他

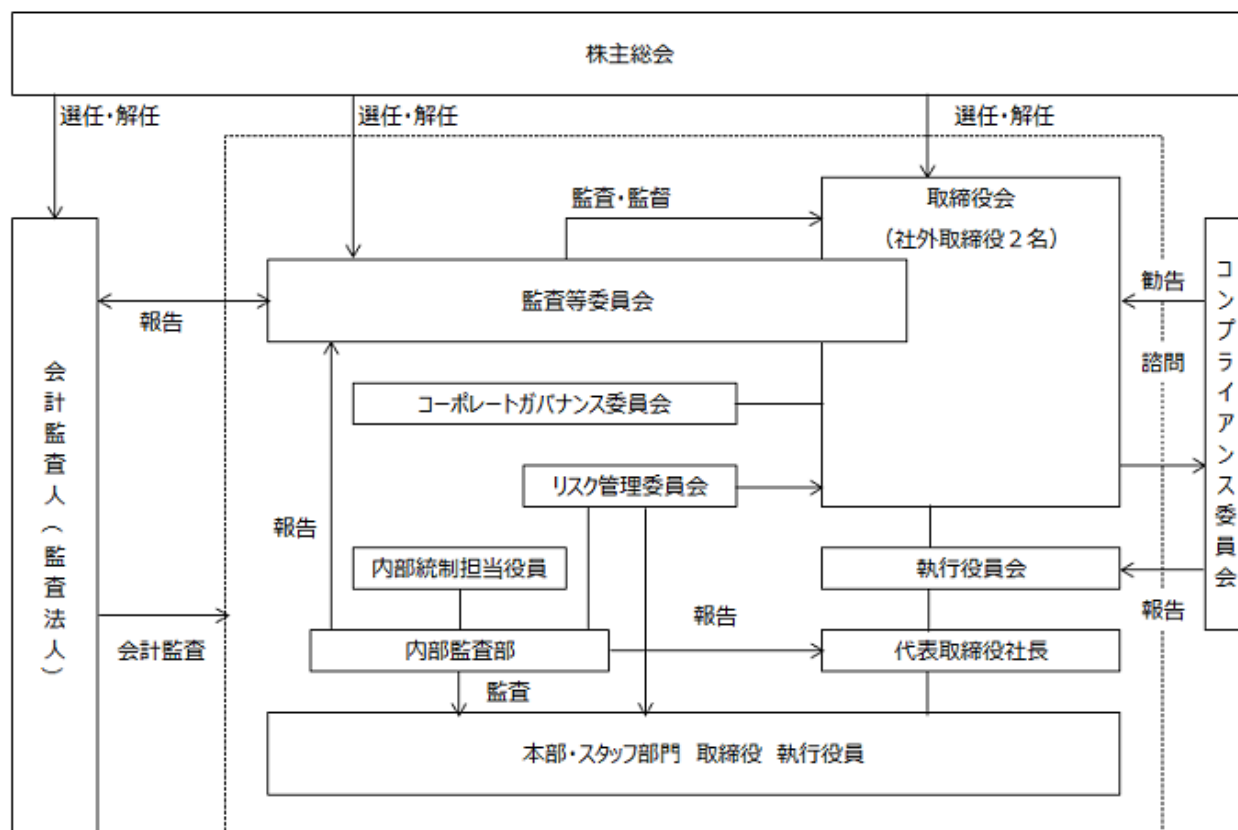
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後もより内部統制機能の充実を図っていくために、プロジェクトチームを設置し、具体的課題の検討及び対応を行っていく所存であります。



適時開示体制概要図

